

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から46年7月8日まで

私は、昭和44年6月から46年7月までA社B支店に継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金基金加入員台帳、健康保険組合被保険者名簿、雇用保険の加入記録及びC社の回答により、申立人は申立期間においてA社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立期間に係る厚生年金基金の標準給与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（以下「B工場」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和29年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年9月17日から同年10月1日まで

私は、昭和48年3月にA社に入社し、途中出向はあったものの、62年2月まで継続して勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、B工場から関連会社であるC社D工場（以下「D工場」という。）に出向した時期である申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社が保管する人事記録により、申立人は、申立期間当時、同社及び関連会社に継続して勤務（B工場からD工場に異動）していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、D工場は昭和50年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、A社は、「確認できる資料は無いが、申立人を含め当社からD工場に出向した従業員は、当社の給与基準に基づき給与を支給し、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。また、D工場が適用事業所となるまでは、継続して厚生年金保険に加入させる取扱いをすべきであったが、事務手続を誤ったものと考えられる。」と供述しており、これらのことから、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められ、申立人のB工場における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人のB工場に係る資格喪失日が昭和 50 年 9 月 17 日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年1月から14年9月までの標準報酬月額
の記録は、事後訂正の結果、13年1月から同年9月までは32万円、同年
10月から14年9月までは34万円とされているところ、厚生年金保険法第75
条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前
の20万円とされているが、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準
報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（13年1月から同年9月までは
32万円、同年10月から14年9月までは34万円）であったことが認められ
ることから、当該記録を取り消し、13年1月から同年9月までは32万円、
同年10月から14年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月から21年3月までの標準報酬月額
の記録は、事後訂正の結果、14年10月から20年8月までは32万円、同年
9月から21年3月までは34万円とされているところ、厚生年金保険法第75
条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、14年10
月は訂正前の20万円、同年11月から21年3月までは訂正前の13万4,000
円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険
料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、14年
10月から19年5月までは32万円、同年6月から同年8月までは34万円、
同年9月から21年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年10月から21年3月までの厚生年金保険料（訂
正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月から21年3月まで
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月

私は、昭和56年3月からA社に勤務しているが、申立期間①における厚

生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低額となっているので、標準報酬月額を本来の額に訂正してほしい。

また、申立期間②から④までにおいて支給された賞与を、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成13年1月から14年9月までの期間における標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、13年1月から同年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは34万円と記録されていたところ、14年5月2日付けで20万円に引き下げられていることが確認でき、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年5月6日付けで当該期間に係る標準報酬月額が、13年1月から同年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは34万円に記録訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円又は34万円）ではなく、当該訂正前の標準報酬月額（20万円）となっている。

また、A社は、申立期間①当時、厚生年金保険料を滞納していたが、同社に係る滞納処分票において、事業主が、平成14年4月17日に社会保険事務所に出席し、滞納額を減少させることについて相談し、これに対し、社会保険事務所が13年1月に遡って標準報酬月額を引き下げる届出を行うよう指導していることが確認できる。このことについて、同社は、「社会保険事務所の提案及び指導を受けて、遡及して標準報酬月額を減額することに応じた。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成14年5月2日付けで行われた訂正処理は事実上即したものと認められ、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の13年1月から14年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13年1月から同年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成14年10月から21年3月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、14年10月は20万円、同年11月から21年3月までは13万4,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年5月6日付けで14年10月から20年8月までは32万円、同年9月から21年3月までは34万円に記録訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円又は34万円）ではなく、当該訂正前の標準報酬月額（20万円又は13万

4,000円)となっている。

申立人の平成14年10月から21年3月までの報酬月額や厚生年金保険料の控除額は申立人が保管する給与支給明細書等により確認できるところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年10月から21年3月までの標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与の総支給金額から、14年10月から19年5月までは32万円、同年6月から同年8月までは34万円、同年9月から21年3月までは32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は実際の給与額より低い報酬月額を届け出たとしていたことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から④までについて、申立人は、支給された賞与を年金額に反映してほしいと申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を賞与から控除した事実があると認められる場合である。

申立人から提出された申立期間②から④までに係る賞与支給明細書を見ると、いずれも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月及び同年9月

私は、昭和53年8月に厚生年金保険被保険者でなくなったので、国民年金に加入したと思う。空白期間が有るはずはないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付時期、納付金額については覚えていない。」と説明している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳からは、申立人が昭和53年10月1日に国民年金被保険者（強制加入被保険者）資格を取得し、同年10月から国民年金保険料を納付していたことが確認でき、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年4月から同年12月まで
平成8年1月に国民年金保険料の納付書が郵送されてきたが、納付せずにいた。数か月後、保険料の納付を促す通知が郵送されてきたので、母親が1年分の保険料を納付した。
しかし、平成8年4月から同年12月までの国民年金保険料の納付記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年1月から同年5月までの期間のうちに払い出されていることが確認でき、この時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人の国民年金保険料の納付書の発行が行われたと考えられるところ、8年1月から同年3月までの過年度納付書と同年4月から9年3月までの現年度納付書が一つの納付書として発行されることは制度上無く、それぞれに別の納付書として発行されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金保険料については、平成8年4月に免除申請が行われており、同年5月から9年4月までは厚生年金保険に加入していることから、当該期間に国民年金保険料が納付されたとは考え難い。なお、申立人は、8年1月から数か月後に保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の8年1月から同年3月までの保険料は同年8月に過年度納付されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、社会保険事務所（当時）における保険料収納事務及び管理記録が、オンライン化によるコンピューター処理がなされていることから、納付記録の誤りが発生す

る可能性は低いものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、申立人の氏名を検索したが、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 5 月 1 日まで

私は、平成 7 年 9 月に母親が勤める A 社に入社し、同年 10 月には厚生年金保険に加入し、9 年 4 月末まで勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に勤め、平成 7 年 10 月から 9 年 4 月まで厚生年金保険に加入していた。」と申し立てしているところ、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は、8 年 5 月 1 日被保険者資格取得、9 年 4 月 30 日離職と確認でき、オンライン記録の申立人の厚生年金保険の加入期間と一致する。

また、A 社は、「当時の資料は残っていないため、申立人の在籍期間及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しているとともに、同僚からは申立人の勤務期間等について具体的な回答は得られない上、申立人も、「勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、母親の健康保険の被扶養者になっており、被扶養者でなくなった日は、申立人が A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日と一致する。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 9 月 20 日まで

私は、昭和 51 年 3 月に A 社に入社以来、関連会社を異動しながら現在まで継続して勤務している。

しかし、昭和 54 年 7 月頃に B 社から C 社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。勤務場所も同じで継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間において申立人が B 社から C 社に異動し、継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、昭和 54 年 7 月 31 日に被保険者資格を喪失したことが記載され、C 社の申立人に係る被保険者原票には、申立人が同年 9 月 20 日に被保険者資格を取得としたことが記載されていることが確認でき、これらの記載は申立人のオンライン記録と一致している上、オンライン記録では、C 社は、同年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間において、申立人と同様に B 社から C 社に異動した同僚 15 人の記録も申立人と同様に申立期間が厚生年金保険の未加入期間となることが確認できるところ、申立期間当時の B 社及び C 社の経理担当者（同一人）は、「同社が社会保険の適用事業所になるのが遅れ、申立期間が社会保険の適用にならなかったため、申立期間の健康保険が切れることを社員に説明した。また、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、上記同僚のうち一人が保管している昭和 54 年 8 月及び同年 9 月の

給与明細書により、同年7月及び同年8月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人についても申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで
私が A 社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額について、平成元年 5 月から同年 7 月までの給与明細書に記載されている給与支給額から 34 万円が正しいと思われるが、年金事務所の記録では 30 万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人が所持する申立期間の給与明細書により、給与総支給額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を比較すると、いずれも後者の額の方が低く、その額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、オンライン記録を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録に、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2516 (事案 1590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月中旬から同年 8 月中旬まで

私は、A社で産休職員の代替として昭和 54 年 8 月中旬から勤務したが、仕事がきつく同年 9 月中旬に退職した。給与明細書の控除欄は全て記載があったのに、勤務期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないとして当初申し立てた。

しかし、今回、勤務期間に思い違いがあったので、申立期間を昭和 54 年 7 月中旬から同年 8 月中旬までに変更して再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) A社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人の勤務期間が昭和 54 年 7 月 16 日から同年 7 月 31 日までであることが確認できること、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の原票は確認できないこと、iii) 当該事業所は、「申立人は非常勤職員で1か月を超えない期間の勤務であったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、当該事業所に係るオンライン記録を見ても厚生年金保険被保険者であった期間が1か月以内の者はいないことが確認できることから、当該事業所は勤務期間が1か月以内の者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、勤務期間について思い違いがあったとして申立期間を変更しているが、申立人から新たな資料の提出等は無く、上記勤務期間以外に勤務をしていたことを確認することができない。また、今回の再申立ての申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保

険の整理番号に欠番は無く、申立人の原票は確認できないことから、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。